

関市暴力団排除条例を制定しました

照会先

総務管財課 ☎23-6802

市では、暴力団の排除について基本理念を定め、市や市民、事業者および警察などが一体となって社会全体で暴力団の排除を推進するため「関市暴力団排除条例」を制定し、10月10日に施行しました。

基本理念

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に対して資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

この3つのテーマ（理念）に基づき、市や市民、事業者、警察などの関係機関および関係団体が連携、協力して暴力団排除を推進します。

暴力団排除の取り組み

◎市民、事業者の取り組み

市の暴力団排除活動に協力し、暴力団排除のために必要な情報を警察に提供するように努めます。

暴力団や暴力団員と社会的に非難される関係を持ったり、それらに利益を供与することがないよう努めます。

◎市の取り組み

市は、市民、警察などと連携、協力しながら暴力団排除活動を推進します。

市は、公共工事などの事務事業において、暴力団を利用することがないよう、入札などから暴力団や暴力団員などの排除を行います。

市は、市の施設の利用目的や内容が暴力団の活動や運営を助長すると判断されるときは、その利用を拒否します。

市民などが行う暴力団排除のための活動を促進するため、情報の提供など必要な支援を行います。また、安心して活動に取り組めるよう、警察と連携し安全の確保に配慮します。

◎その他の取り組み

◆青少年に対する指導

青少年育成に携わる人は、青少年が暴力団へ加入することを防ぎ、暴力団による犯罪の被害を受けることのないように、指導、助言など適切な措置を講ずるよう努めます。

◆祭礼、花火大会などの行事からの暴力団排除

祭礼、花火大会などの主催者は、次の行為をしてはいけません。

▽行事に関しての暴力団の利用

▽暴力団員などを行事の運営に関与させること

▽行事運営において管理する区域内で、暴力団員などを露店などを出させること

また、行事から暴力団を排除するため、警察と緊密に連携し、必要な措置を講じなければなりません。



情報の取り扱いについての注意

暴力団関係情報については、どんな些細なことでもできるだけ早く、警察や暴力追放推進センターへ相談しましょう。

しかし、暴力団に関する情報については、その取り扱いに十分注意してください。例えば、警察に通報した内容や警察からの情報は、不用意に他の人に話さないようにしてください。もし、情報が誤りであったり、誤った形で関係情報の噂が広がってしまうと、個人に対する名誉棄損や事業者に対する風評被害に発展してしまうことも想定されますので、慎重な取り扱いをお願いします。

情報の提供先・相談先

関警察署刑事課 ☎24-0110
岐阜県暴力追放推進センター ☎058-277-1613
同センターフリーダイヤル ☎0800-200-8930